

証券コード 2332
2020年6月3日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目12番3号
株式会社クエスト
代表取締役社長 清澤一郎

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.quest.co.jp/irinfo/zaimu/>）に掲載することによりお知らせいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた各種対応についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
 - ・新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
 - ・本定時株主総会にご参加される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
 - ・今回の株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 事業の状況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国経済は、雇用環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に緩やかな回復基調にありました。しかし、米中の貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響により先行き不透明な状況が続いています。

当社の属する情報サービス業界においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2020年2月分確報」の情報サービス業の項の中から、当社が主に属するソフトウェア開発・プログラム作成(システムインテグレーション)とシステム等管理運営受託を合算した業務種類別売上によると、2019年4月～2020年2月は前年同期比3.8%の増加となり緩やかな伸びを示しました。

こうした環境下で当社の顧客企業が属する業界においては、第四次産業革命とも言われる「デジタルトランスフォーメーション(DX: Digital Transformation)」の動きが加速しています。それは、IoT、モバイル、ソーシャル技術、クラウド、AI、ビッグデータ分析を構成要素とするテクノロジープラットフォームを利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを生み出し、ネットとリアルの両面でカスタマーエクスペリエンス(CX: Customer Experience)の変革を図り、価値を創出し、競争上の優位性を確立するという動きです。

その将来へ向けたDX動向を産業別に俯瞰します。

1) エレクトロニクス業界

- ・IoT、AI等のデジタル技術を活用した生産工程や流通工程のデジタル化により、生産や流通の自動化、バーチャル化を大幅に高めることで、生産コストと流通コストを極小化し、生産性を向上させ、スマートファクトリー、デジタルツインを実現し、インダストリー4.0へ進化。
- ・製造装置からビッグデータを収集し、AI(機械学習、深層学習)によるデータ分析を活用し、歩留解析、欠陥解析を改善。
- ・製品にIoT機能を備えることにより、「モノづくり」から「コトづくり」へ変革。

2) 金融業界

- ・収益環境の急激な悪化とフィンテック企業との競合を受けて、収益源の新規サービス開拓やサービスの高度化、店舗ネットワークの見直し等の業務効率の改善が進められており、特に、スマホ決済、キャッシュレス化等の手軽で便利なサービスが進行。
- ・その際にテクノロジーとして、クラウド、AI、RPA、オープンAPI、ブロックチェーン等を活用。

3) エンタテインメント業界

- ・ユーザーとクリエイターやアーティストを繋ぎ感動をもたらすプラットフォームの提供。
- ・5Gモバイル、SNS、クラウドのサイバーとイベント等のリアルの顧客接点が融合。
- ・クラウド、AI、VR、AR、ブロックチェーン等のデジタルテクノロジーの活用。

4) エネルギー業界

- ・「5つのD」と言われる、人口減少・過疎化(Depopulation)、脱炭素化(Decarbonization)、分散化(Decentralization)、自由化(Deregulation)、デジタル化・IoT(Digitalization)というメガトレンドを受け、より安全・安定・安価で潤沢なエネルギーを提供するUtility3.0へ進化。

5) 自動車業界

- ・CASE(Connected、Autonomous、Shared、Electric)と言われる動向により、100年に一度の変革期。
- ・自動車の製造販売から、移動サービスのプラットフォームへと変革。
- ・MaaS(Mobility as a Service)コンソーシアムの拡大。

6) ヘルスケア業界

- ・人生100年時代と言われる高齢・健康長寿社会へ。そして治療から健康増進と予防へ。
- ・日常の医療・健康・生活データをIoT計測機器によりリアルタイムに収集し、デジタル画像等のビッグデータ解析による疾患早期発見へ。
- ・個人のゲノム解析等、標準治療から個人毎に最適化した的確医療へと進化。

当社は、こうした環境の変化を新たな成長のチャンスと捉え、経営理念である「技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する」に則り、ビジョンとして、「お客様とともにITの価値を高める信頼のパートナー」を掲げ、以下の4つの重点施策に取り組みました。

1) 事業構造の変革

より付加価値の高いサービスを提供すべく、事業構造を変革しています。基本的な考え方として、成果型かつストック型のクラウドソリューションを拡大しています。

a) アプリケーションソリューションの拡大

ERP、SCM、CRM、RPA、IoT、ビッグデータ分析、AI等のプラットフォームをベースとして、顧客体験をモデル化した業務テンプレートを活用したソリューションに

取り組んでいます。当期は特に製造工程のシステム運用プラットフォーム、製造業のグローバルサプライチェーンシステムの各国共通のERP業務テンプレート、金融業務におけるRPAによる省力化テンプレート、デジタルワークプレースの業務テンプレートに関連した事業が拡大しました。

b) インフラソリューションの拡大

顧客のデータセンターと複数のパブリッククラウドに跨る運用サービスを顧客視点で一括して提供するマルチクラウド統合運用サービスを強化しています。また、シリコンバレーのセキュリティプロダクトと顧客体験をモデル化した当社のサービスを組み合わせさせたセキュリティソリューションも強化しています。当期は特にハイテク企業向けのクラウド運用サービスとサイバーセキュリティの事業が拡大しました。

2) 産業ポートフォリオの変革

顧客体験によるノウハウを集約すべく、ITとの相乗効果が高い産業セグメントであるエレクトロニクス、金融、情報通信、エンタテインメント、公共（エネルギー、鉄道）、自動車・機械、ヘルスケアの7業種にフォーカスしています。また、市場環境変化のリスクを分散できるように、この中で需要と供給のバランスを図っています。当期においても産業セグメントを跨り、ある顧客の需要減を他の顧客の需要増で補うバランス機能が功を奏し、安定した形で事業を伸ばすことができました。

3) 事業体質の強化

技術者がやりがいを持って高度の技術力を発揮し、お客様とともに成長するチームと風土を醸成しています。そのために、次世代を担う人材の採用、人事制度を強化しています。また、技術者が選ぶITプロフェッショナル・キャリアコース（ITスペシャリスト、ITアーキテクト、顧客サービスマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンサルタント、ビジネスインキュベーター）毎に育つ環境を充実させ、プロを極めていきます。その一環として、クエスト高度ITプロフェッショナル認定制度“QCAP”（Quest Certified Advanced IT Professionals）を導入し、認定者が技術面とサービス面で活躍し事業に貢献しました。

4) 成長するデジタルネットワーク社会に不可欠な新技術の仕込み

ソリューションの付加価値を高めるための技術の仕込みと技術者育成に、売上の2%の投資を継続しています。同時に、中長期戦略上必要と考えるソリューション及び技術を補完すべく、業務提携や資本提携を進めています。また、当社自身のデジタルトランスフォーメーションを推進すべく、2019年度よりDXセンターを設置し、2025年に向けたDX構想を作りました。

当事業年度における当社の経営成績は以下のとおりです。

売上高は、前期比8.0%増の103億14百万円となりました。利益については、増収効果及びプロジェクトマネジメント強化による採算性の向上、業務改善活動等により営業利益は前期比19.9%増の7億36百万円、経常利益は前期比19.5%増の7億68百万円となり、2期連続で過去最高の売上と営業利益を更新しました。一方で当期純利益については投資有価証券評価損の計上により前期比23.7%減の3億42百万円となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりです。

システム開発事業については、エレクトロニクス分野顧客、自動車・機械分野顧客、エンタテインメント分野顧客からのシステム開発案件の増加及びERP、RPA、デジタルワークスペース等のソリューションサービスが拡大し、売上高は前期比7.6%増の56億35百万円となりました。セグメント利益は増収効果及びプロジェクトマネジメント強化による採算性の向上、業務改善活動等により前期比15.7%増の9億29百万円となりました。

インフラサービス事業については、エレクトロニクス分野顧客、金融分野顧客、公共（エネルギー）分野顧客へのクラウドサービスやセキュリティサービス等が拡大し、売上高は前期比8.5%増の46億43百万円となりました。セグメント利益は増収効果及び業務改善活動等により前期比10.1%増の7億7百万円となりました。

セグメント区分	第 55 期 (2019年3月期) (前事業年度)		第 56 期 (2020年3月期) (当事業年度)		増 減 率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
	千円	千円	千円	千円	%	%
システム開発	5,236,283	803,794	5,635,349	929,631	7.6	15.7
インフラサービス	4,279,903	642,645	4,643,885	707,737	8.5	10.1
その他	35,327	7,775	35,291	6,788	△0.1	△12.7
合計	9,551,514	1,454,216	10,314,527	1,644,157	8.0	13.1

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、受託計算サービス事業及び商品販売事業を含んでいます。
 2. セグメント間取引については、相殺消去しています。
 3. セグメント利益については、全社費用等の配分前で記載しています。

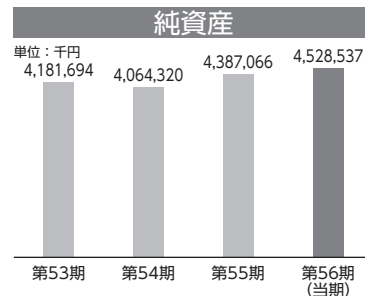
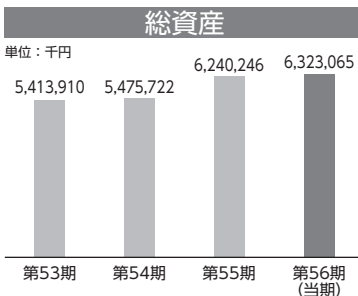
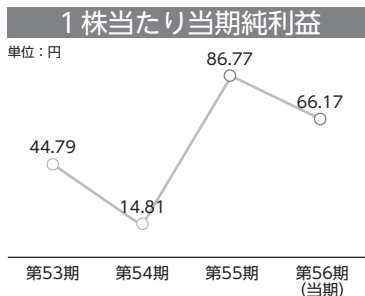
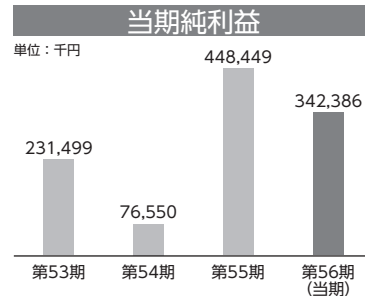
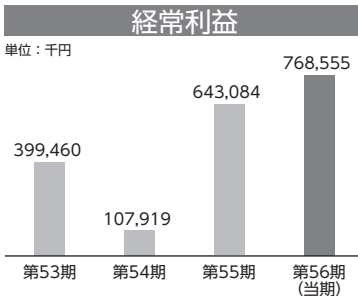
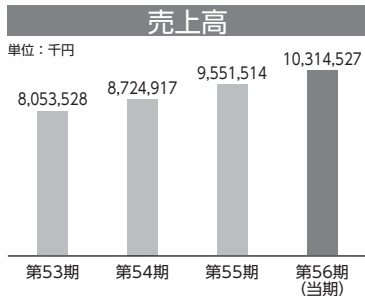
- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2017年 3 月期)	第 54 期 (2018年 3 月期)	第 55 期 (2019年 3 月期)	第 56 期 (2020年 3 月期)
売 上 高 (千円)	8,053,528	8,724,917	9,551,514	10,314,527
経 常 利 益 (千円)	399,460	107,919	643,084	768,555
当 期 純 利 益 (千円)	231,499	76,550	448,449	342,386
1 株当たり当期純利益 (円)	44.79	14.81	86.77	66.17
総 資 産 (千円)	5,413,910	5,475,722	6,240,246	6,323,065
純 資 産 (千円)	4,181,694	4,064,320	4,387,066	4,528,537
1 株当たり純資産額 (円)	809.06	786.39	848.86	874.75

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第55期の期首から適用しており、第54期以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の停滞や外出自粛による個人消費の動向等、その影響の予測が難しい状況にあります。また、諸外国の通商問題や地政学的リスク等も依然として存在し、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。その一方で、テレワーク、オンライン診療、オンライン授業、オンライン行政手続きなど、ワークスタイルの大きな変化が世界規模で進んでいます。コロナショック後はグローバルサプライチェーンの再編、社会インフラの整備など、あらゆる業界においてデジタル化が今まで以上のスピードで進み、現在進行中の第四次産業革命やSociety5.0と呼ばれるデジタルトランスフォーメーション(DX)の潮流がさらに加速することが予想されます。

当社の顧客企業における環境認識としては、エレクトロニクス業界では、IoT、CPS(Cyber-Physical System)、AIを活用し、顧客からサプライヤーまでバリューチェーン全体(サービス～製造～流通)をデジタル化しようとしています。金融業界では、店舗ネットワークの見直し等の業務効率化、収益源となる新規サービス開拓、フィンテックによるサービスの高度化支援やスマホ決済、キャッシュレス化等の手軽で便利なサービスが拡大しています。エンタテインメント業界では、顧客の嗜好やライフスタイルに合ったアーティストの作品に出会い、感動を共有するデジタルプラットフォームが拡大しています。エネルギー業界では、「5つのD」と呼ばれる、人口減少・過疎化(Depopulation)、脱炭素化(Decarbonization)、分散化(Decentralization)、自由化(Deregulation)、デジタル化・IoT(Digitalization)による業界再編が進行中です。自動車などの移動体業界では、CASE(Connected, Autonomous, Shared, Electric)とMaaS(Mobility as a Service)による100年に一度と言われる変革が起こっています。ヘルスケア業界では、人生100年時代において健康寿命を延ばし増加する医療・介護費用を抑制するため、デジタル化による予防・診断、健康作り、ゲノム医療など、個人に寄り添ったヘルスケアが期待されています。

当社は、こうした環境の変化を新たな成長のチャンスと捉え、経営理念である「技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する」という考えに則り、ビジョンとして、「お客様とともにITの価値を高める信頼のパートナー」を掲げております。2020年度からスタートする中期3ヵ年計画としては引き続き、以下の4つの重点施策に取り組んで参ります。

① 事業構造の変革

より付加価値の高いサービスを提供すべく、事業構造を変革していきます。基本的な考え方は、成果型かつストック型のクラウドソリューションを拡大していきます。

1) アプリケーションソリューションの拡大

ERP、SCM、CRM、RPA、IoT、ビッグデータ分析、AI等のプラットフォームをベースとして、顧客体験をモデル化したクラウド型の共通業務ソリューションを拡大していきます。

2) インフラソリューションの拡大

顧客のプライベートデータセンターから複数のパブリッククラウドまで、インフラ運用管理を顧客視点で一括してアウトソーシングできるハイブリッド型及びクラウド型統合運用サービスを拡大していきます。また、シリコンバレー等の最先端のセキュリティプロダクトと顧客体験をモデル化した当社の運用サービスを組み合わせたセキュリティソリューションを拡大していきます。

2020年度より商品企画開発のための全社横断的組織体制として、商品企画開発準備室を新設しました。事業部のソリューションプロデューサー、商品のアイデアを持つクリエイター、新技術開発者、マーケターと少数精鋭の商品企画開発チームを作り、デザイン思考で商品企画開発を行います。

② 産業ポートフォリオの変革

顧客体験によるノウハウを集約すべく、ITとの相乗効果が高い産業セグメントであるエレクトロニクス、金融、情報通信、エンタテインメント、公共（エネルギー、鉄道）、自動車、ヘルスケアの7業種にフォーカスしています。また、複雑で不確実、不安定な時代において市場環境変化のリスクを分散すべく、これらの産業セグメントの中で外需と内需向けの事業バランスを図っていきます。

③ 事業体質の強化

昨年度、当社がスマートデジタルカンパニーへ変革するためのDX構想を作りました。事業の営みをデジタルデータとして蓄積し、試行錯誤から学習し、成長し、企業の遺伝子として未来に伝え、進化し続けるデジタルカンパニーを目指し、その基盤となる企業OSに位置付けられるインフラを2025年に向けて整備していきます。

また、技術者がやりがいを持って高度の技術力を発揮し、お客様とともに成長するチームと風土を醸成しております。そのために、次世代を担う人材の採用、人事制度を強化していきま

す。また、技術者が自分に合ったITプロフェッショナル・キャリアコース（ITスペシャリスト、ITアーキテクト、顧客サービスマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンサルタント、ビジネスインキュベーター）を選択し成長できる環境を整備し、プロを極めていきます。

④ 成長するデジタルネットワーク社会に不可欠な新技術の仕込み

ソリューションの付加価値を高めるための技術の仕込みと技術者育成に、売上の2%の投資を継続します。同時に、中長期戦略上必要と考えるソリューション及び技術を補完すべく、業務提携や資本提携を進めていきます。

当社は中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と位置づけ、業績の伸張に合わせて、将来の技術獲得、人材確保、不測の事態への備えに十分な内部留保を確保するとともに積極的な利益配分を行って参ります。剰余金配当の基本方針といたしましては、安定的な利益還元の観点からDOE（純資産配当率）5%、資本効率につきましてはROE（自己資本利益率）10%以上を目指しております。

当社は創業以来、株主様、お客様、社員、パートナー様、社会等、全てのステークホルダーに対して常に誠実堅実であることを経営方針としております。今後もCGCとESG経営を重視し、透明性の高い経営を継続し、ITによる社会課題の解決、さらに一層の企業価値の向上と持続的成長のために邁進して参ります。

(5) 経営理念・経営方針

① 経営理念

技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する。

1) たゆまぬ技術の探究

誠意・熱意あるプロフェッショナルとして情報技術を探究します。

2) 価値の創造

優れた技術で新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します。

3) お客様とともに

夢のある未来に向けてお客様とともに成長し続けます。

② 経営方針

1) 技術重視

社員一人一人が技術と品質にこだわり、ITプロフェッショナル集団を目指します。

2) 人材育成

社員がチャレンジし自己実現できる環境と、自律の精神をはぐくむ企業文化を構築します。

3) 顧客志向

お客様の信頼に応える価値ある情報システムサービス、ソリューションを提供していきます。

4) 株主尊重

企業としての社会的責任を果たすことにより健全で持続的な成長を図り、中長期的な企業価値の向上に努めます。

5) 誠実・堅実

誠実・堅実であることでお客様、パートナー企業、社員、株主などのステークホルダーから信頼される会社であり続けます。

6) 企業倫理・法令遵守

企業倫理・法令遵守（コンプライアンス）を最優先し、公平で透明な経営を行います。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

主要な事業セグメント	内 容
システム開発	エレクトロニクス、金融、情報通信、エンタテインメント、公共（エネルギー、鉄道）、自動車、ヘルスケアの業種の顧客に対して、ERP、SCM、CRM、RPA、ビッグデータ分析等のソリューション及び業務システムのコンサルティングから要件定義、設計、開発、保守に至る一連のシステム開発サービス
インフラサービス	クラウド、ネットワーク、セキュリティ、IoTに関するITインフラソリューションから設計、構築、保守、運用に至る一連のインフラサービス

(注) 主要な事業セグメント以外に「その他」の事業セグメントとして、受託計算サービス事業及び商品販売事業があります。

(7) 主要な拠点 (2020年3月31日現在)

本 社	東京都港区芝浦一丁目12番3号
東 北 支 社	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
中 部 支 社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
四 日 市 事 業 所	三重県四日市市安島二丁目10番16号
九 州 事 業 所	大分県大分市荷揚町3番1号

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
786名	18名増	38.8歳	12.3年

(注) 使用人数は就業人員です。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人数総数の10%を下回っているため、表記を省略しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,560,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,487,768株 |
| ③ 株主数 | 2,347名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 田 廣	837,410株	16.17%
有 限 会 社 内 田 産 業 開 発	446,102	8.61
ク エ ス ト 従 業 員 持 株 会	359,890	6.95
花 輪 祐 二	293,415	5.66
S C S K 株 式 会 社	268,710	5.19
株 式 会 社 ユ ニ リ タ	265,000	5.11
株 式 会 社 ス カ ラ	254,000	4.90
有 限 会 社 福 田 商 事	165,000	3.18
内 田 マ サ 子	150,000	2.89
内 田 久 恵	150,000	2.89

- (注) 1. 当社は自己株式を310,800株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	佐 藤 和 朗	
代 表 取 締 役 社 長	清 澤 一 郎	システムソリューション第二事業部担当
常 務 取 締 役	塚 田 治 樹	管理担当 経理部担当 経営管理部担当
取 締 役	兒 島 賢	インフラソリューション事業部長 ICTソリューション&インテグレーション事業部担当 営業部担当
取 締 役	大 橋 春 彦	システムソリューション第一事業部担当 東北支社担当 中部支社担当 IT Value-Up事業部担当 DXセンター担当 プロジェクト統括部担当
取 締 役	山 内 豊 志	金融システム事業部長
取 締 役	金 井 淳	人事総務部担当 内部統制・コンプライアンス担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 卓 士	
取 締 役 (監査等委員)	上 柳 敏 郎	東京駿河台法律事務所 パートナー 株式会社刀 監査役
取 締 役 (監査等委員)	堀 井 啓 祐	株式会社1丁目ほりい事務所 代表取締役 株式会社朋栄 顧問

- (注) 1. 取締役の吉村卓士氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏は、社外取締役です。
2. 当社は、取締役の吉村卓士氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しています。
4. 取締役の吉村卓士氏は、長年にわたる財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けていますが、当該定款の規定に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

6. 2020年4月1日の組織変更に伴い同日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	清 澤 一 郎	製造システム事業本部（旧 システムソリューション第二事業部）担当
取 締 役	兒 島 賢	ICTソリューション事業本部（旧 ICTソリューション&インテグレーション事業部及びインフラソリューション事業部）担当 営業部担当
取 締 役	大 橋 春 彦	産業システム事業本部（旧 システムソリューション第一事業部及び東北支社）担当 中部支社担当 IT Value-Up事業部担当 DX推進部（旧 DXセンター）担当 プロジェクト統括部担当
取 締 役	山 内 豊 志	金融システム事業本部長（旧 金融システム事業部長）

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

a) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役 (監査等委員を除く)	7名	1億 21百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	21百万円 (21百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (3名)	1億 43百万円 (21百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額210百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しています。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しています。

b) 報酬等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績、業界標準等を総合的に評価し、各取締役への配分は貢献度を考慮し報酬規程に基づいてその職務に応じて算定したうえで、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえて、取締役会において決定することとしています。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様と一層の価値共有を図ることを目的として、2019年度より取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。なお、本制度に基づく報酬は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会においてご承認いただいた年額210百万円の範囲内で、金銭報酬債権を支給することとしています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、監査等委員会において決定することとしています。

c) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2007年6月21日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。

なお、当事業年度は対象となる退任者がいないため支給していません。

④ 社外役員に関する事項

a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役上柳敏郎氏は、東京駿河台法律事務所のパートナーです。当事業年度において当社と同所との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役上柳敏郎氏は、株式会社刀の監査役です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役堀井啓祐氏は、株式会社1丁目ほりい事務所の代表取締役です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役堀井啓祐氏は、株式会社朋栄の顧問です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。

b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況 (取締役会及び監査等委員会における発言状況等)
取締役(常勤監査等委員) 吉村 卓士	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、財務・会計の分野だけではなく経営管理の責任者としての経験から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
取締役(監査等委員) 上柳 敏郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席、また、監査等委員会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
取締役(監査等委員) 堀井 啓祐	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、法務・コンプライアンス部門の責任者としての経験から、法令遵守に関する相当程度の知見を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

c) 社外役員の独立性に関する基準

当社では、以下の社外役員の選任ならびに独立性に関する基準を定めております。

- 1) 主要な取引先については、過去3年以内において一度でも当社の売上高の5%以上の売上計上のあった得意先、経費の場合は、過去3年以内において一度でも当社の主要な経費科目である外注費の5%以上相当額の支払先であるか否かを会社独自の独立性の判断基準としています。
- 2) 上述1)に関する上場証券取引所に開示する軽微基準としては、0.5%未満の場合を軽微なものとして扱うこととし、独立役員届出書で金額開示の対象外としました。
- 3) 主要な取引先の詳細な要件である取引先の売上高等の相当部分を占めているかについては、相手先にとって当社との取引が売上高の10%以上を占める金額であるか否かを判断

基準としています。

4)多額の金銭その他の財産の場合においては、過去3年以内に一度でも年間1,000万円超となる支払いの有無を判断基準としています。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）及び報酬見積りの算出根拠、非監査業務の委任状況及びその報酬の妥当性などを総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためです。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
 - 2) コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当たるとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
 - 3) 内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
 - 4) 法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報出来る内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わないこととします。
 - 5) 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的に取締役から状況報告を受けるものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
 - 2) すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 全社的な事業リスク等は社長を議長とする経営会議において管理しています。コンプライアンスリスクは内部統制委員会、セキュリティリスクは、統合セキュリティ委員会がこれを管理し、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しています。
 - 2) 各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
 - 3) 緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
 - 2) 取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
 - 3) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
 - 4) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。

- 2) グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査等委員会に報告するものとします。
 - 3) グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
 - 4) グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
 - 5) 法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
 - 6) 当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
 - 7) 内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができるものとします。
 - 2) 使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ、定めるものとします。
 - 3) 内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査等委員会の求めにより監査に必要な調査を補助します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査等委員会の求めに応じ報告します。
 - a) コンプライアンス違反に関する重要な事実
 - b) 事故発生等による緊急事態
 - c) 内部統制の実施状況
 - d) 内部通報制度による通報状況及びその内容
 - e) 事業概況、取締役等の活動状況
 - 2) 当社は、監査等委員会への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席を求めることができるものとします。
 - 2) 監査等委員会は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。
- ⑨ 財務報告の信頼性確保のための体制
- 1) 財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性に

ついで、内部統制に関する担当部署の確認のうえで、社長がこれを行うものとします。

- 2) 決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
- 2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案について審議するとともに業務執行状況等の監督を行い、社意思決定及び監督の実効性は確保されています。

② コンプライアンスに関する取り組み

- 1) クエストグループ行動基準を定め、取締役・使用人の行動が常に透明性をもって公正に行われることを徹底するための教育を実施しています。コンプライアンスへの理解を深める為に全従業員向けのeラーニングを利用しコンプライアンス及び情報セキュリティを教育するよう周知・徹底しています。
- 2) コンプライアンス担当取締役を委員長とした「内部統制委員会」と「統合セキュリティ委員会」を設置し、取締役、部門責任者及びグループ会社の責任者を委員として、監査等委員である取締役、内部監査室の参画する会議を毎月1回開催しています。
- 3) 内部監査室は、各部門に対してコンプライアンス及び情報セキュリティに係る監査を実施しています。

③ リスク管理に関する取り組み

社長を議長とする経営会議を毎月2回開催し、全社的な事業リスクを総括的に管理し、経営会議メンバーを主体にリスク管理規程に基づく対応をしています。

④ 当社における業務の適正を確保するための取り組み

当社は適切な内部統制システムを整備・運用するよう指導・推進しています。

⑤ 監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するための取り組み

監査等委員である取締役は、取締役会への出席並びに常勤監査等委員である取締役の経営会議等の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る問題点を把握し、システムの整備・運用状況を確認しています。

また、内部監査室と連携してヒアリングや立会いによる調査を行い、内部統制システム全般をモニタリングし、運用状況の実効性について助言を行うとともに会計監査人とは定期的会合を開催し、内部統制システムに関する会計監査人の考え方について意見交換を行い、必要に応じて報告を求めています。

なお、当社コーポレート・ガバナンスに関する詳細（コーポレートガバナンス・コード各原則への取り組みについてを含む。）は、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.quest.co.jp/irinfo/governance/>)

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当等の方針は、配当性向のみの指標では、当該期の利益金額により変化することから、安定的利益還元を示す純資産配当率（DOE）を指標として採用し、株主様への利益還元方針をより明確にすることとしています。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資などに活用していきます。

また、自己株式の処分及び取得に関しましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況や株価の変動を勘案しながら適切に実行していきます。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり35円とする予定です。

以上の結果、当期のDOEは4.1%となる見込みですが、DOEは5.0%を目指して日々の業務に取り組み、株主の皆様のご付託にお応えする方針です。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,051,221	流動負債	1,485,283
現金及び預金	2,693,425	買掛金	309,306
受取手形	6,554	リース債務	3,333
売掛金	2,211,794	未払金	78,267
仕掛品	29,269	未払費用	162,530
前払費用	104,643	未払法人税等	86,198
その他の	5,533	未払消費税等	186,259
固定資産	1,271,843	前受金	35,926
有形固定資産	63,031	預り金	31,471
建物	22,257	賞与引当金	591,749
車両運搬具	3,489	プロジェクト損失引当金	240
器具及び備品	24,108	固定負債	309,244
土地	376	リース債務	10,913
リース資産	12,800	退職給付引当金	295,055
無形固定資産	23,791	役員退職慰労引当金	3,275
ソフトウェア	18,147	負債合計	1,794,527
その他の	5,643	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,185,020	株主資本	4,339,336
投資有価証券	695,766	資本金	491,031
関係会社株式	76,399	資本剰余金	494,884
長期貸付金	7,200	資本準備金	492,898
長期前払費用	46,367	その他資本剰余金	1,985
繰延税金資産	233,766	利益剰余金	3,570,640
その他の	125,521	利益準備金	29,890
資産合計	6,323,065	その他利益剰余金	3,540,750
		別途積立金	830,000
		繰越利益剰余金	2,710,750
		自己株式	△217,218
		評価・換算差額等	189,200
		その他有価証券評価差額金	189,200
		純資産合計	4,528,537
		負債・純資産合計	6,323,065

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,314,527
売 上 原 価		8,670,369
売 上 総 利 益		1,644,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		907,398
営 業 利 益		736,758
営 業 外 収 益		32,493
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	31,668	
そ の 他	802	
営 業 外 費 用		696
支 払 利 息	695	
そ の 他	1	
経 常 利 益		768,555
特 別 損 失		273,600
投 資 有 価 証 券 評 価 損	273,600	
税 引 前 当 期 純 利 益		494,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	185,934	
法 人 税 等 調 整 額	△33,365	152,568
当 期 純 利 益		342,386

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	491,031	492,898	27	492,926	29,890	830,000	2,538,912	3,398,802
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△170,549	△170,549
当 期 純 利 益							342,386	342,386
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,957	1,957				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	1,957	1,957	—	—	171,837	171,837
当 期 末 残 高	491,031	492,898	1,985	494,884	29,890	830,000	2,710,750	3,570,640

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△223,322	4,159,437	227,629	227,629	4,387,066
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△170,549			△170,549
当 期 純 利 益		342,386			342,386
自己株式の取得	△133	△133			△133
自己株式の処分	6,237	8,195			8,195
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△38,428	△38,428	△38,428
事業年度中の変動額合計	6,103	179,899	△38,428	△38,428	141,470
当 期 末 残 高	△217,218	4,339,336	189,200	189,200	4,528,537

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------|--|
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しています。 |
|------|--|

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15～47年
器具及び備品 4～10年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
・ソフトウェア | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時から費用処理しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、2007年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役に係る退職慰労金制度を廃止し打ち切り支給を行うこととしていますので、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

退職慰労金の打ち切り支給額及び支給の方法等は、取締役会の協議によって決定し、支給時期は取締役の退任の時以降としています。

⑤ 製品保証引当金

販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、発生が見込まれる個別のプロジェクト毎に費用の見込額を見積計上しています。

⑥ プロジェクト損失引当金

将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ・受注制作ソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、プロジェクトの進捗率に応じて売上計上する方法（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては、プロジェクトの完成引渡時に売上計上する方法を適用しています。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ・消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	124,454千円
(2) 関係会社に対する金銭債権 短期金銭債権	175千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引 売上高	6,459千円
-------------------------------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,487,768株	一株	一株	5,487,768株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	319,606株	120株	8,926株	310,800株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。
自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8,876株及び単元未満株式の買増請求による減少50株です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	170,549	33	2019年3月31日	2019年6月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2020年6月18日開催の第56回定時株主総会において次のとおり付議します。

・ 配当金の総額	181,193千円
・ 1株当たり配当額	35円
・ 基準日	2020年3月31日
・ 効力発生日	2020年6月19日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	181,193千円
賞与社会保険料	25,389千円
未払事業税	10,832千円
退職給付引当金	90,346千円
その他	17,767千円
繰延税金資産小計	325,528千円
評価性引当額	△8,260千円
繰延税金資産合計	317,267千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△83,501千円
繰延税金負債合計	△83,501千円
繰延税金資産の純額	233,766千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達に関しては、事業計画に照らして預金残高が十分にあると考えられるため銀行借入等は当面行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金につきましては、顧客の信用リスクが存在しています。当該リスクに関しましては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されています。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しています。

ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資に必要な資金調達を目的としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(a) 現金及び預金	2,693,425	2,693,425	—
(b) 受取手形	6,554	6,554	—
(c) 売掛金	2,211,794	2,211,794	—
(d) 投資有価証券	695,766	695,766	—
資 産 計	5,607,540	5,607,540	—
(e) 買掛金	309,306	309,306	—
(f) 未払金	78,267	78,267	—
(g) 未払法人税等	86,198	86,198	—
(h) 未払消費税等	186,259	186,259	—
(i) 預り金	31,471	31,471	—
(j) リース債務	14,247	14,247	—
負 債 計	705,750	705,750	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(a) 現金及び預金、(b) 受取手形、(c) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(d) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっています。

負債

(e) 買掛金、(f) 未払金、(g) 未払法人税等、(h) 未払消費税等、(i) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(j) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。なおリース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式76,399千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額

76,399千円

持分法を適用した場合の投資の金額

112,776千円

持分法を適用した場合の投資利益の金額

2,816千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

874円75銭

(2) 1株当たり当期純利益

66円17銭

11. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社クエスト
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阪田大門 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹田裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クエストの2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社クエスト 監査等委員会
常勤監査等委員 吉村卓士 ㊟
監査等委員 上柳敏郎 ㊟
監査等委員 堀井啓祐 ㊟

(注) 監査等委員吉村卓士、上柳敏郎及び堀井啓祐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 35円
配当総額 181,193,880円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月19日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては経営体制強化のため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討が行われましたが指摘するべき点は無いとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> せい ざわ いち ろう 清 澤 一 郎 (1955年12月25日生) 15,197株	1985年9月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ 駐在 1996年4月 ソニー株式会社 IS戦略統括部長 1997年12月 ソニーヨーロッパ ISストラテジー・ディレクター 2000年4月 ソニー株式会社 eSONY推進本部 技術戦略統括部長 2002年4月 同社 ネットワークアプリケーション&コンテンツサービスセクター eプラットフォーム戦略企画統括部長 2009年7月 当社 入社 執行役員 当社 システムソリューション第一副事業部長 2009年10月 当社 システムソリューション第一事業部長 2012年6月 当社 取締役 2016年6月 当社 代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 2012年に取締役、2016年に代表取締役社長に就任。経営陣のトップとしてリーダーシップを発揮しています。情報システム全般に亘る豊富な知識と海外経験を有し、当社の事業部・支社の担当役員として事業に精通するなどふさわしい経験と能力を有しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	<p>再任</p> <p>こ じま けん 兒 島 賢 (1962年6月10日生)</p> <p>29,460株</p>	<p>1988年4月 当社 入社</p> <p>2003年4月 当社 ITセンター長</p> <p>2004年10月 当社 執行役員 当社 システムサービス事業部長</p> <p>2008年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2010年4月 当社 インフラソリューション事業部長</p> <p>2012年6月 株式会社データ・処理センター 取締役 株式会社ドラフト・イン 取締役</p> <p>2014年4月 当社 インフラプロダクト&インテグレーション事業部長</p> <p>2017年4月 当社 ICTソリューション&インテグレーション事業部長</p> <p>2019年4月 当社 インフラソリューション事業部長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 1988年当社入社以来、情報システムのインフラ開発やサービス事業に従事し事業拡大を推進。2008年取締役就任。各種サービスに関する技術及び豊富な知識・経験を活かした事業開発、取引先開拓、技術者育成等、同分野に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者となりました。</p>
3	<p>再任</p> <p>おお はし はる ひこ 大 橋 春 彦 (1959年1月26日生)</p> <p>14,798株</p>	<p>2002年4月 ソニー株式会社 ネットワークアプリケーション&コンテンツサービスセンター e-ビジネスシステム開発部 統括部長</p> <p>2005年4月 ソニーグローバルソリューションズ株式会社 e-システムソリューション 部門長</p> <p>2008年2月 ビットワレット株式会社（現 楽天Edy株式会社） チーフインフォメーションオフィサー</p> <p>2010年6月 株式会社スマートリンクネットワーク （現 ソニーペイメントサービス株式会社） 執行役員 システム企画部門長</p> <p>2012年6月 当社 入社 執行役員 当社 ITセンター長</p> <p>2014年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 2012年当社入社、執行役員。2014年取締役就任。ITセンター長として社内の情報システムの統制、顧客システム開発に関する品質向上施策等を推進。情報システム全般に亘る豊富な知識・経験を有し、事業部・支社の担当役員として事業及び技術者育成に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者となりました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さとう かず ろう 佐藤和朗 (1952年3月6日生) 54,651株	1997年4月 ソニー株式会社 IS戦略部統括部長 2000年4月 ソニーシステムデザイン株式会社 (現 ソニーグローバルソリューションズ株式会社) 代表取締役社長 2001年4月 ソニー株式会社 ISソリューションズセンター長 2003年7月 ソニーグローバルソリューションズ株式会社 代表取締役副社長兼COO 2005年4月 当社 顧問 2005年6月 当社 取締役副社長 2006年6月 当社 代表取締役社長 2007年10月 慧徳科技(大連)有限公司 執行董事 2016年6月 当社 代表取締役会長(現任) 【取締役候補者とした理由】 2006年から10年に亘り代表取締役社長、2016年からは代表取締役会長に就任。取締役会議長として取締役会の適切な運営と活性化に努めています。2016年より全国情報サービス産業企業年金基金の理事長として、年金の安定と充実、関連する福利厚生を整備を図り、社会的課題解決に貢献しています。経営者としての見識・バランス感覚を備え、経営全般に対する適確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
7	<div data-bbox="238 412 311 450" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div data-bbox="246 465 480 545" style="text-align: center;"> おか あき お 岡 明 男 (1959年8月12日生) </div> <div data-bbox="340 568 412 598" style="text-align: center;">100株</div>	<p>1984年4月 株式会社東芝 入社</p> <p>2006年4月 東芝キャリア株式会社 経営情報システム部長 兼 情報統括責任者</p> <p>2009年10月 株式会社東芝 セミコンダクター社 情報統括責任者</p> <p>2011年4月 株式会社東芝 セミコンダクター&ストレージ社 情報統括責任者</p> <p>2016年4月 株式会社東芝 セミコンダクター&デバイスソリューション社 情報統括責任者</p> <p>2017年7月 東芝メモリ株式会社（現 キオクシア株式会社） 情報セキュリティ統括責任者</p> <p>2018年8月 同社 執行役員 兼 情報セキュリティ統括責任者（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 国内大手企業グループにおいて、長年にわたり情報システム部門に在籍し、近年では事業会社の執行役員に就任。情報システム責任者及び情報セキュリティ責任者として企業経営に従事し、幅広い経験、高い専門性、豊富な知識を有しており、同業務に精通していることから、取締役として適任であると判断し候補者としました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>こ いずみ ゆたか</small> 小 泉 裕 (1964年1月23日生) 一株	1986年4月 ソニー株式会社 入社 2007年4月 ソニーオーストラリア 取締役 2012年11月 ソニー株式会社 R&D管理部 統括部長 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役 2014年3月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社 取締役 2018年7月 ソニー株式会社 コーポレートテクノロジー戦略部門経営企画 部 統括部長 2020年4月 当社 顧問（現任） 【取締役候補者とした理由】 国内大手企業グループにおいて、長年にわたり経営企画及び経理・財務の業務に従事。また、事業部門や海外現地法人の経営企画や経理・財務の責任者として企業経営に従事し、幅広い経験、高い見識、豊富な知識を有しており、同業務に精通していることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「2.(3)会社役員 の状況」に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> うえ やなぎ とし ろう 上 柳 敏 郎 (1957年4月11日生) 3,500株	1983年4月 弁護士登録 1992年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1995年10月 東京駿河台法律事務所 パートナー（現任） 1996年9月 国際水泳連盟 ドーピング審査委員（現任） 1998年12月 金融審議会 第一部会委員 2002年5月 社団法人自由人権協会 理事 2004年4月 早稲田大学大学院法務研究科 客員教授 2008年4月 株式会社アースアプレイザル 社外監査役 2008年6月 当社 監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授 2015年4月 第一東京弁護士会 副会長 2016年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2020年1月 株式会社刀 監査役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 1983年弁護士登録。弁護士事務所代表。専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験を有し、2008年当社社外監査役就任。取締役の職務執行監査等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、社外取締役として会社の意思決定等に建設的で公正な意見を述べるのできる資質を有することから適任と判断し候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> そうし 宗司 ゆかり (1971年8月9日生) 一株	2012年4月 株式会社ウイングル（現 株式会社LITALICO）内部監査室長 2013年6月 同社 常勤監査役 2017年6月 同社 取締役（監査等委員）（現任） 2018年10月 公益社団法人日本監査役協会 理事 2019年11月 同協会 常任理事（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 内部監査業務に従事し、監査役、現任の監査等委員である取締役として、豊富な経験と高い見識を有しております。 また、近年、日本監査役協会の常任理事に選任された実績を踏まえ、取締役として適任であると判断し候補者としました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉村卓士氏、上柳敏郎氏及び宗司ゆかり氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は、吉村卓士氏、上柳敏郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。宗司ゆかり氏の選任が承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 吉村卓士氏、上柳敏郎氏は、現在、監査等委員である社外取締役ですが、各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社と吉村卓士氏、上柳敏郎氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。吉村卓士氏、上柳敏郎氏が再任された場合には、同様の内容の契約を継続する予定です。また、宗司ゆかり氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
まつ やま よし き 松 山 芳 樹 (1956年10月17日生) 一株	1981年4月 ソニー株式会社 入社 2007年4月 同社 経理部門 経理部 統括部長 2011年8月 ソニーマーケティング株式会社 出向 同社 経営企画管理部門 経理部 統括部長 2014年10月 ソニーコーポレートサービス株式会社 出向 2016年7月 ソニー・ライフケア株式会社 監査役（現任） ライフケアデザイン株式会社 監査役（現任） 2017年8月 プラウドライフ株式会社 監査役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 国内大手企業グループにおいて、長年にわたり経理部門の責任者として企業経営に従事し、幅広い経験を積むとともに財務・経理の分野だけでなく経営管理の面においても相当程度の知見を有しているため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松山芳樹氏は、補欠の社外取締役候補者です。
3. 松山芳樹氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

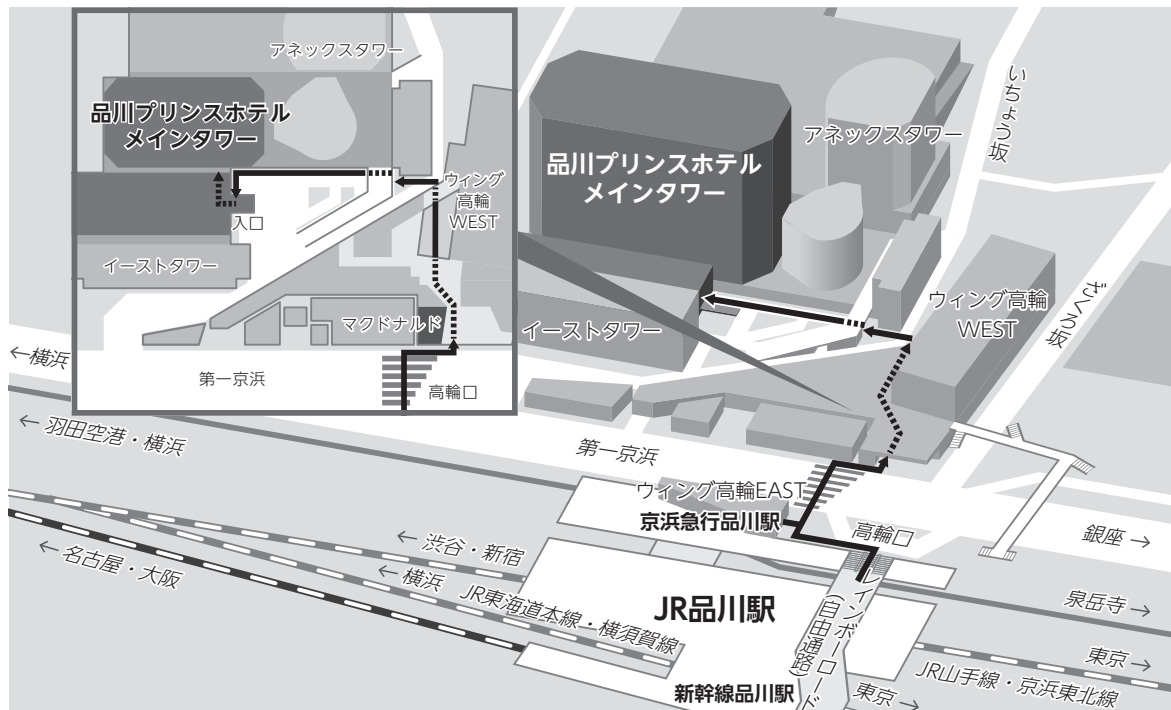
以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15

【交通】 品川駅（JR線・京浜急行線） 高輪口から徒歩約5分



【お願い】

- ※品川プリンスホテルメインタワーとイーストタワー間の連絡通路は閉鎖されているため、上記地図に記載のルートをご利用ください。
- ※品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで15階までお越しください。
当日の受付は15階の会場受付で行います。
- ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ※本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。(https://www.quest.co.jp/irinfo/zaimu/)
- ※今回の株主総会では、お土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

